

改正後	現行
(別紙) セーフティネット支援対策等事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 事業の種類 (略) (1) ～ (3) (略) (4) ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業 ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働等の不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所、終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住関係にある者、あるいは地域で孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそれのある者に対して、巡回相談、宿所の提供、生活指導等を特定非営利活動法人等民間支援団体と連携し、地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活が営めるよう支援する事業。	(別紙) セーフティネット支援対策等事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 事業の種類 (略) (1) ～ (3) (略) (4) ホームレス対策事業 ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働などの不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所等に寝泊まりするなどの不安定な居住関係にある等のため、ホームレスとなることを余儀なくされる者のある者に対して、巡回相談、宿所の提供、生活指導等を地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活が営めるよう支援する事業。

(5) (略) 4 事業の実施 (略) (1) ~ (3) (略) (4) ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業実施要領 (別添16) (5) (略) 5 国の補助 (略)	(5) (略) 4 事業の実施 (略) (1) ~ (3) (略) (4) ホームレス対策事業実施要領 (別添16) (5) (略) 5 国の補助 (略)
--	---

(別添1)～(別添15) (略)

(別添1)～(別添15) (略)

(別添16)

ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業実施要領

1 目的

本事業は、ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働等の不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所、終夜営業店舗等に宿泊するなどの不安定な居住関係にある者（以下「ホームレス等」という。）、あるいは地域で孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそれのある者（ニート、ひきこもり、刑務所出所者、各種制度の隙間にいる者など。以下「生活困窮者」という。）に対して、本要領3に掲げる巡回相談、宿所の提供、生活指導等に係る事業を特定非営利活動法人等民間支援団体と連携し、地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市区町村（地方自治法第284条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含む）とする。ただし、次の3（5）に掲げるNPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業に限っては、都道府県知事が適切に事業を実施できると認めた社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他都道府県知事が適当と認める団体（以下「NPO等民間支援団体」という。）も実施主体に含めるもの

(別添16)

ホームレス対策事業実施要領

1 目的

本事業は、ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働などの不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所等に宿泊するなどの不安定な居住関係にある等のため、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対して、下記3に掲げる巡回相談、宿所の提供、生活指導等に係る事業を地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市区町村（地方自治法第284条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含む）とする。ただし、都道府県又は市区町村は下記3（2）に掲げるホームレス自立支援事業における利用対象者及びサービス内容の決定を除き、事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人等に委託することができる。

とする。

また、都道府県又は市区町村は次の3（2）に掲げるホームレス自立支援事業における利用対象者及びサービス内容の決定を除き、事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人等に委託して実施することができる。

なお、都道府県は各実施主体が行う事業内容等を審査し、本事業の進捗管理を適切に行うとともに、本事業に係る緊急雇用創出事業臨時特例基金の適切な執行に努めるものとする。

3 事業

（1）ホームレス総合相談推進事業

ア 巡回相談指導等事業

本事業の内容は、次に掲げるものとする。

（ア）ホームレス等の起居する場所を巡回し、また、炊き出し等ホームレス等が集まる機会を活用し、これらの者と直に面接を行い、日常生活に関する相談等を行うこと。

（イ）相談員は、相談記録を作成し、相談者の生活状況等を把握すること。また、継続的な相談・支援が行えるように、必要に応じて相談記録を下記ウの事業により設置する協議会に提供するなど、他の相談員や福祉事務所等の関係機関も活用できるようにすること。

（ウ）相談の結果を踏まえて、別紙1に掲げるように、各種施策の活用に係る助言等を行うとともに、関係機関との連

3 事業

（1）ホームレス総合相談推進事業

ア 巡回相談指導等事業

ホームレス及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の起居する場所を巡回し、また、炊き出し等ホームレスが集まる機会を活用し、これらの者と直に面接を行い、日常生活に関する相談等を行う。

また、相談の結果により、次に掲げるように、各種施策の活用にかかる助言等を行うとともに、関係機関との連携の下、

携の下、必要な支援を行うこと。なお、関係機関につなげる際は、必要に応じて付き添い、事務手続き等を行うこと。

必要な支援を行う。

㉗ 就労を希望する者に対しては、公共職業安定所やホームレス自立支援センター等の利用を促すこと。

㉘ 住居の確保を希望する者に対しては、家賃が低廉な賃貸住宅に関する情報提供や連帯保証人の確保等を行うとともに、緊急一時的な宿泊場所が必要な者に対しては、ホームレス緊急一時宿泊施設等の施設の利用を促すこと。

㉙ 福祉的援助が必要な者に対しては、福祉事務所、保健所等との連携の下、必要な支援が受けられるようにすること。

㉚ 健康状態が悪化している者に対しては、保健所、医療機関又は福祉事務所等との連携の下、健康相談、保健指導等を行うこと。医療の必要があると思われる者に対しては、適切な医療が受けられるよう、関係機関との密接な連携を図りながら、医療機関への受診につなげること。さらに、精神面においても対応が必要な者に対しては、心のケアについても精神保健福祉センターや保健所等の協力を得て、相談活動の中を含めて行うこと。

㉛ 親族との連絡が途絶えている者に対しては、可能な限り親族との交流促進を目指した指導援助や親族からの援助が得られるための必要な助言等を行うこと。

㉜ 公的年金や雇用保険等の適用が見込まれる者に対しては、受給等の手続きに関する助言・指導や関係機関への連絡等を行うこと。

⑤ 「その他、就労意欲を向上させるための相談・指導、借金問題等の自立を阻害する要因の除去、社会生活へ復帰するための指導援助など、自立のために必要な指導・支援等を行うこと。」

⑥ 「既存建築物、宿泊施設等を一部屋単位で借り上げる方式（以下、「借り上げ方式」という。）によりホームレス緊急一時宿泊施設を設置する場合は、定期的に利用者を訪問し、自立のために必要な支援・指導等を行うこと。」

⑦ 「ホームレス自立支援センター、ホームレス緊急一時宿泊施設を退所した者の中で、アフターケアが必要な者に対しては、定期的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等を行い、自立した生活が定着するために必要な支援・指導等を行うこと。」

⑧ 「ホームレスの衛生状態の改善を図るため、必要に応じて入浴、シャワー等のサービスを提供すること。」

(エ) ホームレスの衛生状態の改善を図るため、必要に応じて入浴、シャワー等のサービスを提供すること。

イ ホームレス自立支援センター退所者等への訪問相談指導等事業

本事業の内容は、次に掲げるものとする。

(ア) 3 (2) に掲げるホームレス自立支援センター又は3 (3) に掲げるホームレス緊急一時宿泊施設を退所した者の中で引き続き支援が必要な者を含む生活困窮者に対して、定期的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等を行い、地域で自立した生活が定着するために必要な支援・指導等を行うこと。

(イ) 相談の結果を踏まえて、必要に応じて別紙 1 に掲げるように、関係機関との連携の下、支援を行うこと。

ウ 相談活動推進事業

地域の実情やホームレス等及び生活困窮者（以下「生活困窮者等」という。）の個々の問題を把握し、生活困窮者等に対する相談活動を効果的に行えるようにするため、行政、生活困窮者等支援団体、地域住民等で構成する協議会（以下「協議会」という。）を設置し、生活困窮者等への対策に関する協議、調整、相談事業計画の企画立案及び策定等を行う。

また、協議会は、必要に応じて巡回相談で行った相談記録の管理を行い、他の相談員や関係機関が引き続き相談活動や支援を行う場合には必要な情報を提供する。

エ 実施上の留意事項

(ア) 巡回相談指導事業

a 相談活動の実施に当たっては、必要な相談体制（チーム）を編成し、協議会で策定された相談事業計画等を活用し、効果的な相談活動を行うこと。

b 相談員への指導・助言及び処遇困難なケースへの対応として、主任相談員等を必要に応じて配置し、組織的かつ効果的な相談活動に努めること。

c 健康や保健、医療等の相談・指導に当たっては、保健所や医療機関の職員等を同行させるよう努めること。

イ 相談活動推進事業

地域の実情やホームレスの個々の問題を把握し、ホームレスに対する相談活動を効果的に行えるようにするため、行政、ホームレス支援団体、地域住民等で構成する協議会（以下「協議会」という。）を設置し、ホームレス問題に関する協議、調整、相談事業計画の企画立案及び策定等を行う。

また、協議会は、必要に応じて巡回相談で行った相談記録の管理を行い、他の相談員や関係機関が引き続き相談活動や支援を行う場合には必要な情報を提供する。

ウ 実施上の留意事項

(ア) 巡回相談指導事業

(イ) 相談活動の実施に当たっては、必要な相談体制（チーム）を編成し、協議会で策定された相談事業計画等を活用し、効果的な相談活動を行うこと。

(イ) 相談員への指導・助言及び処遇困難なケースへの対応として、主任相談員等を必要に応じて配置し、組織的かつ効果的な相談活動に努めること。

(ウ) 健康や保健、医療等の相談・指導に当たっては、保健所や医療機関の職員等との同行による相談活動等の実

d 入浴、シャワー等のサービスを提供する場合には、公衆浴場、3(2)に掲げるホームレス自立支援センター、3(3)に掲げるホームレス緊急一時宿泊施設及び各種福祉施設等の既存の施設を利用することも差し支えないこと。

(イ) ホームレス自立支援センター退所者等への訪問相談指導事業

3(2)に掲げるホームレス自立支援センター又は3(3)に掲げるホームレス緊急一時宿泊施設を退所した者の中で引き続き支援が必要な者を含む生活困窮者に対しては、地域社会で孤立すること及び路上生活に陥ることがないよう配慮すること。

(ウ) 相談活動推進事業

協議会の構成員の選定にあたっては、行政、生活困窮者等支援団体、地域住民等各方面の者が参画できるように配慮すること。

(エ) 関係者・関係機関との連携・協力 (略)

(オ) 利用者のプライバシーの確保 (略)

施に努めること。

(エ) 相談員は、相談記録を作成し、相談者の生活状況等を把握すること。また、継続的な相談・支援が行えるように、必要に応じて相談記録を協議会に提供するなど、他の相談員や福祉事務所等の関係機関も活用できるようにすること。

(オ) 関係機関につなげる際は、必要に応じて付き添い及び事務手続き等を行うこと。

(カ) ホームレス自立支援センター、ホームレス緊急一時宿泊施設を退所した者に対しては、地域社会で孤立化することがないよう配慮するとともに、心身の状況や生活実態を踏まえ、必要とされる関係機関、社会資源との連絡調整を行うこと。

(キ) 入浴、シャワー等のサービスを提供する場合には、公衆浴場、ホームレス自立支援センター、ホームレス緊急一時宿泊施設及び各種福祉施設等の既存の施設を利用することも差し支えないこと。

① 相談活動推進事業

協議会の構成員の選定にあたっては、行政、ホームレス支援団体、地域住民等各方面の者が参画できるように配慮すること。

② 関係者・関係機関との連携・協力 (略)

③ 利用者のプライバシーの確保 (略)

(2) ホームレス自立支援事業 ア 事業内容 本事業の内容は、次に掲げるものとする。 (ア) <u>利用者</u>に対し<u>宿所や食事の提供</u>とともに、<u>定期的な入浴、下着類の支給</u>等日常生活上必要なサービスを提供すること。 ① <u>(イ)</u> (略) ② <u>(ウ)</u> (略) ③ <u>(エ)</u> (略) ④ <u>(オ)</u> (略) ⑤ <u>(カ)</u> (略) ⑥ <u>(キ)</u> (略) ⑦ <u>(ク)</u> (略)	
(2) ホームレス自立支援事業 ア 事業内容 本事業の内容は、次に掲げるものとする。 ⑦ <u>ホームレス</u>に対し<u>宿所や食事の提供</u>とともに、<u>定期的な入浴、下着類の支給</u>等日常生活上必要なサービスを提供すること。 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略) ⑦ (略)	イ 施設の設置 ⑦ 実施主体は、本事業を実施するため、ホームレス自立支援センター（以下、<u>本要領</u>において「センター」という。）を設置するものとする。 ① センターの種別は、利用定員等に応じて、次のとおりとする。 <u>(ア) 通常型</u> 利用定員が原則50人以上の施設。 ただし、地域の実情等を踏まえ、本事業が効果的に実施できる場合には、利用定員を30人以上とすること、

又は、通常型のほかに、<u>b</u>のサテライト型のセンターを設置することができる。 <u>b</u> サテライト型 (略) <u>c</u> 小規模型 利用定員が10人以上30人未満の施設 (<u>b</u>のサテライト型を除く。) ただし、地域におけるホームレスの数等を踏まえ、本事業が効果的に実施できる場合に限り、設置することができる。 <u>d</u> 賃貸住宅型 (略) (ウ) センターの構造及び設備は、次のものとする。 <u>a</u> (略) <u>b</u> <u>a</u>の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのセンターの建物であって、火災に係る入所者等の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 (a) (略) (b) (略) (c) (略) <u>c</u> <u>b</u>の規定における「火災の際の利用者に係る必要な安全性が確保されており、かつ、適切な火災の予防及び消	又は、通常型のほかに、(<u>イ</u>)のサテライト型のセンターを設置することができる。 (イ) サテライト型 (略) (ウ) 小規模型 利用定員が10人以上30人未満の施設 (<u>イ</u>のサテライト型を除く。) ただし、地域におけるホームレスの数等を踏まえ、本事業が効果的に実施できる場合に限り、設置することができる。 (エ) 賃貸住宅型 (略) ⑦ センターの構造及び設備は、次のものとする。 (ア) (略) (イ) (ア)の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのホームレス自立支援センターの建物であって、火災に係る入所者等の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 ① (略) ② (略) ③ (略) (ウ) (イ)の規定における「火災の際の利用者に係る必要な安全性が確保されており、かつ、適切な火災の予防及
---	--

火活動を行うことが可能」であるかどうかについては、次の点を考慮して判断すること。

(a) bの(a)から(c)の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。

(b) 施設長及び防火管理者は、当該センターの建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督防災意識の高揚に努めること。

(c) 年2回以上実施することとされている避難訓練は、当該センターの建物の燃焼性を十分に勘案した避難訓練を行うこと。

d (略)

e センターには、次の設備を設けなければならない。

ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により当該施設の運営上支障が生じない場合はこの限りでない。

なお、賃貸住宅型にあっては、主として管理部門として使用する事務室の他、利用者の居室を確保すること。

(a) 事務室

(b) 生活相談・職業相談室

(c) 保健室

(d) 居室

(e) 洗濯室

び消火活動を行うことが可能」であるかどうかについては、次の点を考慮して判断すること。

① (イ)の①から③の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。

② 施設長及び防火管理者は、当該ホームレス自立支援センターの建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督防災意識の高揚に努めること。

③ 年2回以上実施することとされている避難訓練は、当該ホームレス自立支援センターの建物の燃焼性を十分に勘案した避難訓練を行うこと。

(エ) (略)

(オ) センターには、次の設備を設けなければならない。

ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により当該施設の運営上支障が生じない場合はこの限りでない。

なお、賃貸住宅型にあっては、主として管理部門として使用する事務室の他、利用者の居室を確保すること。

① 事務室

② 生活相談・職業相談室

③ 保健室

④ 居室

⑤ 洗濯室

(f) 教養娯楽室 (g) 浴室 (h) 便所・洗面所 なお、居室の一人当たり面積は、3.3平方メートル以上とすること。 ウ 職員の配置 この事業を行うため、センターに、その種別に応じて次の職員を配置することとする。 (ア) 通常型 以下のaからfの職員を配置すること。また、利用者の個々の状況に応じたきめ細やかな支援が行えるよう、gからjの職員の配置に努めること。 生活相談指導員の総数は、常勤換算方法（事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数（3.2時間を下回る場合は3.2時間を基本とする。）で除することにより算定した数。）で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上となるよう努めること。 なお、利用定員規模に応じて、社会福祉士、精神保健福祉士及び臨床心理士にあっては、生活相談指導員、保健師にあっては看護師、または事務員については施設長等と兼務することができるものとする。 a 施設長 b 事務員	(f) 教養娯楽室 (g) 浴室 (h) 便所・洗面所 なお、居室の一人当たり面積は、3.3平方メートル以上とすること。 ウ 職員の配置 この事業を行うため、センターに、その種別に応じて次の職員を配置することとする。 (ア) 通常型 以下のaからfの職員を配置すること。また、利用者の個々の状況に応じたきめ細やかな支援が行えるよう、gからjの職員の配置に努めること。 生活相談指導員の総数は、常勤換算方法（事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数（3.2時間を下回る場合は3.2時間を基本とする。）で除することにより算定した数。）で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上となるよう努めること。 なお、利用定員規模に応じて、社会福祉士、精神保健福祉士及び臨床心理士にあっては、生活相談指導員、保健師にあっては看護師、または事務員については施設長等と兼務することができるものとする。 a 施設長 b 事務員
---	---

(e) 教養娯楽室 (f) 浴室 (g) 便所・洗面所 なお、居室の一人当たり面積は、3.3平方メートル以上とすること。 ウ 職員の配置 この事業を行うため、センターに、その種別に応じて次の職員を配置することとする。 (イ) 通常型 (ア) 施設長 (イ) 事務員	(e) 教養娯楽室 (f) 浴室 (g) 便所・洗面所 なお、居室の一人当たり面積は、3.3平方メートル以上とすること。 ウ 職員の配置 この事業を行うため、センターに、その種別に応じて次の職員を配置することとする。 (イ) 通常型 (ア) 施設長 (イ) 事務員
---	---

- c 生活相談指導員
d 嘱託医師
e 看護師
f 職業相談員
g 主任生活相談指導員（相当期間の相談援助業務の経験を有し、生活相談指導員への指導等を行う者。以下同じ。）
h 社会福祉士
i 精神保健福祉士又は臨床心理士
j 保健師

- (イ) サテライト型（略）
(ウ) 小規模型（略）
(エ) 賃貸住宅型（略）

エ 利用対象者

本事業の利用対象者は、ホームレス等のうちに、原則として就労意欲がある者又は稼働能力がある者とする。

オ 利用手続等

- (ア) （略）
(イ) （略）
(ウ) （略）
(エ) （略）

- (ウ) 生活相談指導員
(エ) 嘱託医師
(オ) 看護師
(カ) 職業相談員

なお、事務員については、利用定員規模に応じて施設長等と兼務することができるものとする。

- ① サテライト型（略）
② 小規模型（略）
③ 賃貸住宅型（略）

エ 利用対象者

本事業の利用対象者は、ホームレスのうち、原則として就労意欲がある者又は稼働能力がある者とする。

オ 利用手続等

- ⑦ （略）
⑧ （略）
⑨ （略）
⑩ （略）

(オ) (略)	カ 実施上の留意事項 (ア) 利用者のプライバシーへの配慮 (略) (イ) 自立支援プログラムの実施状況の把握等 定期的に自立支援プログラムの実施状況の把握を行い、必要に応じてプログラムの見直しを行うよう努めること。 (ウ) 生活相談指導員への指導等 主任生活相談指導員を配置し、生活相談指導員の業務の実施状況を把握するとともに、生活相談指導員に相談援助技術の指導などを実施するよう努めること。 (エ) 福祉事務所との連携 (略) (オ) 公共職業安定所との連携 本事業の実施に当たっては、ホームレス等の就労促進のための職業相談員による職業相談の実施等、公共職業安定所との十分な連携を図ること。 (カ) 地域社会との連携 (略) (キ) 他のセンターとの連携 (略) (ク) 通常型とサテライト型との連携 (略) (ケ) 賃貸住宅型 (略) (3) ホームレス緊急一時宿泊事業 (シェルター事業) ア 事業内容 本事業の内容は、次に掲げるものとする。
----------------	---

(ク) (略)	カ 実施上の留意事項 (ク) 利用者のプライバシーへの配慮 (略) (3) ホームレス緊急一時宿泊事業 (シェルター事業) ア 事業内容 本事業の内容は、次に掲げるものとする。
----------------	---

(ア) ホームレス等の健康状態の悪化防止や野宿生活に至ることのないようにするため、緊急一時的な宿泊場所を提供するとともに、併せて自立するために相談・指導等必要な支援を提供するものとする。

(イ) 就労意欲のあるホームレス等に対しては、センターの利用を促すとともに、就労に関する情報を提供する等、就労支援に努めること。

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) 既存建築物、宿泊施設等を一部屋単位で借り上げる方式（以下「借り上げ方式」という。）によるホームレス緊急一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）の入所者に対して、定期的な訪問を実施し、生活上の相談・助言等を行い、自立のために必要な支援・指導等を行うこと。

イ 施設の設定

(ア) 実施主体は、本事業を実施するため、シェルターを設置するものとする。

(イ) シェルターの規模、構造等は次のものとすること。

a (略)

b (略)

c (略)

⑦ ホームレス又はホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の健康状態の悪化防止や野宿生活に至ることのないようにするため、緊急一時的な宿泊場所を提供するとともに、併せて自立するために必要な支援を提供するものとする。

⑧ 就労意欲のあるホームレスに対しては、ホームレス自立支援センターの利用を促すとともに、就労に関する情報を提供する等、就労支援に努めること。

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) (略)

イ 施設の設定

⑦ 実施主体は、本事業を実施するため、ホームレス緊急一時宿泊施設（以下、本要領において「シェルター」という。）を設置するものとする。

⑧ シェルターの規模、構造等は次のものとすること。

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) (略)

d シェルターには、次の設備を設けること。

ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により、当該施設の運営上支障が生じない場合はこの限りでない。

(a) 事務室

(b) 宿泊室

(c) 浴室又はシャワールーム

(d) 便所・洗面所

(e) 湯茶のサービスが提供できる設備

e シェルターは、上記 a から d の要件を満たす場合には、既存建築物を活用し、又は借り上げることと差し支えない。

なお、借り上げ方式によりシェルターを設置し、宿泊や入浴等の必要なサービスを提供する場合には、上記 a 及び d の規定は適用しない。

ウ 職員の配置

シェルターには、施設長及び夜間の警備に必要な職員を配置するものとする。ただし、夜間の警備に必要な職員については、非常勤とすることも差し支えない。

なお、借り上げ方式によりシェルターを設置する場合は、本規定は適用しない。

(エ) シェルターには、次の設備を設けること。

ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により、当該施設の運営上支障が生じない場合はこの限りでない。

① 事務室

② 宿泊室

③ 浴室又はシャワールーム

④ 便所・洗面所

⑤ 湯茶のサービスが提供できる設備

(オ) シェルターは、上記 (ア) から (エ) の要件を満たす場合には、既存建築物を活用し、又は借り上げることと差し支えない。

また、借り上げ方式によりシェルターを設置し、宿泊や入浴等の必要なサービスを提供する場合には、上記 (ア) 及び (エ) の規定は適用しない。

ウ 職員の配置

シェルターには、施設長及び夜間の警備に必要な職員を配置するものとする。ただし、夜間の警備に必要な職員については、非常勤とすることも差し支えない。

なお、借り上げ方式によりシェルターを設置する場合は、ホームレス総合相談推進事業による巡回相談指導等事業を実施し、定期的に利用者を訪問し、自立のために必要な支援・指導等を行うこと。

エ 利用手続等 (ア) (略) (イ) (略) (ウ) (略) (エ) (略) (オ) (略) オ (略) (4) ホームレス能力活用推進事業 ア 事業内容 本事業の内容は、次に掲げるものとし、事業実施に必要な職員を配置する。 (ア) (略) (イ) (略) (ウ) (略) (エ) その他センター及びシェルターと十分な連携を図り、ホームレスの就労支援等に関して必要なことを。 イ 実施上の留意事項 (ア) 関係者・関係機関との連携 本事業の実施に当たっては、福祉事務所、センター及びシェルターと十分な連携を図るとともに、特定非営利活動	エ 利用手続等 ⑦ (略) ⑧ (略) ⑨ (略) ⑩ (略) ⑪ (略) オ (略) (4) ホームレス能力活用推進事業 ア 事業内容 本事業の内容は、次に掲げるものとし、事業実施に必要な職員を配置する。 ⑦ (略) ⑧ (略) ⑨ (略) ⑩ その他ホームレス自立支援センター及びホームレス緊急一時宿泊施設（以下「センター等」という。）と十分な連携を図り、ホームレスの就労支援等に関して必要な協力を行うこと。 イ 実施上の留意事項 ⑦ 関係者・関係機関との連携 本事業の実施に当たっては、福祉事務所、センター等と十分な連携を図るとともに、特定非営利活動法人、民間支
---	---

法人、民間支援団体、地元自治体・企業等の協力が得られるよう努めること。

(イ) 利用者のプライバシーの確保 (略)

(5) NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業

ア 事業内容

生活困窮者等に対して自立支援の観点から総合相談、安心して過ごせる居場所の確保及び生活支援を行うため、次に掲げるものを一体的に実施する。

(ア) 生活困窮者等が起居する場所を巡回し、また、相談窓口を設置するなどにより相談を行う。

(イ) ホームレス等に対して、緊急一時的な宿泊場所を提供すると共に相談を実施することにより、必要なサービスの提供、又は各種サービスへと調整を行う。

(ウ) 生活困窮者等に対して、安心して過ごせる居場所を確保するなどして、社会生活習慣を身につけるための指導援助や、就労意欲を向上させるための相談・指導、就労体験等を実施し、地域生活への復帰を支援する。

(エ) 路上生活から脱却し居宅生活へ移行した者や生活困窮者が地域において継続的な生活が営めるよう、地域住民や関係機関に対して働きかけ理解を求めることにより、地域社会での孤立を防止する。

(オ) 路上生活から脱却し居宅生活へ移行した者や生活困窮者がお互いのつながりを深め相互支援が図られるよう、交流できる場所の提供と併せて、必要に応じて相談を行

援団体、地元自治体・企業等の協力が得られるよう努めること。

① 利用者のプライバシーの確保 (略)

うことにより、再路上化を防止する。

上記のうち、都道府県が地域の実情を勘案した結果、必要性に乏しいと判断したものは、実施しなくとも差し支えない。

なお、上記の事業に該当しない事業であつても都道府県の判断により、生活困窮者等の路上化の防止、地域生活への復帰・定着、地域社会での孤立の防止に資する事業及び他の制度の対象とならない支援であつて、日常生活を送る上で自立のために必要なもの（急迫状況にある単身者への家事、通院の支援などの生活援助）を提供する事業であれば対象として差し支えない。

イ 実施上の留意事項

(ア) 事業の実施に係る手続

事業の実施に係る手続については別紙 2 により行うこと。

(イ) 記録の整備

職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備すること。

(ウ) 会計の区分

当該実施主体において本事業以外の事業を実施している場合は、本事業とその他事業の会計とを区分すること。

(エ) 利用者のプライバシーの確保

本事業の実施にあたっては、利用者のプライバシーの

保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。特に、相談記録の管理を行う場合には、相談記録の情報を相談員・関係機関以外の者には利用させないこと。

(オ) 建物及び設備

宿泊場所の提供等を実施する場合は、建物については、建築基準法に定める諸基準を満たしたものとすること。また、建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものとすること。

(別紙1)

巡回相談指導等事業における関係機関との連携支援について

巡回相談指導等事業において、相談の結果を踏まえて、必要に応じて以下に掲げる関係機関との連携支援等を実施すること。

- 1 就労を希望する者に対しては、公共職業安定所やホームレス自立支援センター等の利用を促すこと。
- 2 住居の確保を希望する者に対しては、家賃が低廉な賃貸住宅に関する情報提供や連帯保証人の確保等を行うとともに、緊急一時的な宿泊場所が必要な者に対しては、ホームレス緊急一時宿泊施設等の施設の利用を促すこと。
- 3 福祉的援護が必要な者に対しては、福祉事務所、保健所等との連携の下、必要な支援が受けられるようにすること。
- 4 健康状態が悪化している者に対しては、保健所、医療機関又は福祉事務所等との連携の下、健康相談、保健指導等を行うこと。医療の必要があると思われる者に対しては、適切な医療が受けられるよう、関係機関との密接な連携を図りながら、医療機関への受診につなげること。さらに、精神面においても対応が必要な者に対しては、心のケアについても精神保健福祉センターや保健所等の協力を得て、相談活動の中に含めて行うこと。
- 5 親族との連絡が途絶えている者に対しては、可能な限り親族との交流促進を目指した指導援助や親族からの援助が得られるための必要な助言等を行うこと。

6 公的年金や雇用保険等の適用が見込まれる者に対しては、受給等の手続きに関する助言・指導や関係機関への連絡等を行うこと。

7 その他、就労意欲を向上させるための相談・指導、借金問題等の自立を阻害する要因の除去、社会生活へ復帰するための指導援助など、自立のために必要な指導・支援等を行うこと。

(別紙 2)

NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業の実施に係る
手続について

1 補助基準上限及び補助対象経費

NPO等民間支援団体1団体当たり年間20,000千円を上限と
して補助する。事業の実施期間が1年に満たない場合は、

20,000千円×事業の実施月数/12ヶ月を補助基準額とする。

また、経費については、事業の実施に係る人件費、旅費、役
務費、賃借料、使用料、利用者食料費、備品購入費、需要費及
び委託費を補助対象とし、各経費の単価については、社会通念
上相応の単価を用いること。

なお、委託費が補助対象経費の大部分を占めている事業及び
補助対象経費が500千円に満たない事業は本事業の対象外とす
る。

2 事業の申請

NPO等民間支援団体が本事業を申請する際には、当該事業
実施地域の都道府県及び市区町村と協議の上、以下に掲げる事項
を記載した書類を都道府県知事に申請すること。

(1) NPO等民間支援団体の事業所の名称及び主たる事業所の

所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

(2) 本事業の実施期間

(3) 当該団体の定款等及びその登記事項証明書又は条例等

- (4) 運営規程
- (5) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (6) 当該年度に係る事業計画
- (7) 本事業の適切な実施に係る誓約書
- (8) 交付申請額及び積算内訳
- (9) 当該年度の収支予算書（当該事業に上乗せして事業を実施した場合は、それらに係る収支を含む。）
- (10) その他都道府県知事が必要と認める事項

3 事業実績の報告

本事業を実施したNPO等民間支援団体は、毎年度、本事業に係る決算終了後速やかに、以下に掲げる事項を記載した事業実績報告書を都道府県知事へ提出すること。

なお、NPO等民間支援団体は、本事業に係る収入及び支出について、当該団体の監事による監査を必ず受け、適正な収支となつているところを証する監査結果の報告書を実績報告書に添付すること。

- (1) NPO等民間支援団体の事業所の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (2) 本事業の実施期間
- (3) 本事業の実績（複数の事業所において行う場合は、事業所毎に記載すること。）
- (4) 支出額及び支出内訳
- (5) 当該年度の収支決算書（当該事業に上乗せして事業を実施している場合は、それらに係る収支も含む）

(6) その他都道府県知事、市区町村長が必要と認める事項

4 実施状況の報告

本事業を実施したNPO等民間支援団体は、平成23年度上半期終了後速やかに、平成23年9月末時点の以下に掲げる事項を記載した実施状況報告書を都道府県知事へ提出すること。

(1) NPO等民間支援団体の事業所の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

(2) 本事業の実施期間

(3) 本事業の実施状況

(4) 支出額及び支出内訳

(5) その他都道府県知事が必要と認める事項

(別紙17)～(別添21)(略)

(別紙17)～(別添21)(略)

